|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振動工具を使用した作業計画書  様式 ５  No. | | | |
| |  |  | | --- | --- | | 作成年月日 | 平成　　年　　月　　日 | | 第　回改訂年月日 | 平成　　年　　月　　日 | | 計画作成者 |  | | 作業者名 |  | | | | |
| 事業場名 |  | | |
| 作業内容 |  | | |
| 作業場所 |  | | |
| ①振動工具を  使用した作業 | 工具名 | ３軸合成値 | m/s2 |
| 点検･整備　（平成　　年　　月　　日　　　　　結果：　　　　　m/s2　） | | |
| ②振動工具を  使用した作業 | 工具名 | ３軸合成値 | m/s2 |
| 点検･整備　（平成　　年　　月　　日　　　　　結果：　　　　　m/s2　） | | |
| ③振動工具を  使用した作業 | 工具名 | ３軸合成値 | m/s2 |
| 点検･整備　（平成　　年　　月　　日　　　　　結果：　　　　　m/s2　） | | |
| 作業の計画 |  | | |
| ※振動工具を使用する作業時間、振動ばく露時間、作業の休止時間等の内容を具体的に記入すること。 | | |
| 日振動ばく露量A（8） | m/s2 | | |
| 平成　　年　　月　　日 | | | |
| 作業指示者 | | | |
| 作業上の注意  1.振動ばく露時間を遵守のこと。  2.一連続作業時間、休止時間を遵守のこと。  3.保護具（防振手袋など）を着用のこと。  4.使用中に使用開始時などより大きな振動が発生していると感じたときは、使用を止め速やかに作業指示者まで連絡すること。 | | | |
| その他の注意 | | | |

＊「日振動ばく露量A（8）」については、厚生労働省労働基準局　http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/090820-3.htmlの計算テーブルを参照。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振動工具を使用した作業計画書（記載例）  様式 ５  No. | | | |
| |  |  | | --- | --- | | 作成年月日 | 平成２５年　６月　２５日 | | 第　回改訂年月日 | 平成　　年　　月　　日 | | 計画作成者 | 森林太郎 | | 作業者名 | 松山一郎、桜山二郎、笹山三郎 | | | | |
| 事業場名 | カラマツ里山団地 | | |
| 作業内容 | 杉山　松之助 氏所有林　立木処分  出材予定　針葉樹850㎥ | | |
| 作業場所 | ○○○郡○○市○○町　77林班ろ小班 | | |
| ①振動工具を  使用した作業 | 工具名　チェーンソー ＭＳ３６２(No1) | ３軸合成値　　３．６ | m/s2 |
| 点検･整備　（平成２５年５月２０日　　　　　　結果：　４．２　m/s2　） | | |
| ②振動工具を  使用した作業 | 工具名　チェーンソー ＭＳ３６２(No2) | ３軸合成値　　３．６ | m/s2 |
| 点検･整備　（平成２５年５月２０日　　　　　　結果：　３．６　m/s2　） | | |
| ③振動工具を  使用した作業 | 工具名　チェーンソー ＭＳ３６２(No3) | ３軸合成値　　３．６ | m/s2 |
| 点検･整備　（平成２５年５月２０日　　　　　　結果：　４．８　m/s2　） | | |
| 作業の計画 | 管理区分Ａ：連続作業時間１０分-目立等休憩時間３０分    管理区分Ｂ：連続作業時間１０分-目立等休憩時間５０分  一日の作業時間は、機体又は取扱説明書に表示の｢周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値(以下3軸合成値）」により厚生労働省通達による。  1)10m/s2より小さい場合、1回の連続作業時間は10分以内、一日の作業時間は2時間以内。  2)10m/s2より大きい場合、1回の連続作業時間は10分以内、一日の作業時間は次式で算出。  T=200÷(a×a)：時間（T:一日の最大作業時間、a: 3軸合成値） | | |
| 日振動ばく露量A（8） | No1(2.1m/s2)、No2(1.8m/s2）、No3(2.4m/s2)　合計の日振動ばく露量3.7m/s2 | | |
| 平成２５年　７　月　１　日 | | | |
| 作業指示者　森林整備課係長　森林太郎 | | | |
| 作業上の注意  1.振動ばく露時間を遵守のこと。  2.一連続作業時間、休止時間を遵守のこと。  3.保護具（防振手袋など）を着用のこと。  4.使用中に使用開始時などより大きな振動が発生していると感じたときは、使用を止め速やかに作業指示者まで連絡すること。 | | | |
| その他の注意 | | | |

＊「日振動ばく露量A（8）」については、厚生労働省労働基準局　http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/090820-3.htmlの計算テーブルを参照。